

(別紙)全項目評価書の変更箇所【I 基本情報】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 <国民健康保険業務> ○各データベース共通	番号法第22条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第22条(特定個人情報の提供)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報提供】、【情報照会】	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報提供】・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	第31条の2	第31条の2の2	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報照会】 ・番号法第19条第8号別表第二	46	(削除)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年11月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (1/3)	④収納事務	④収納・滞納事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (2/3)	④保険料の収納情報を管理する。	④保険料の収納・滞納情報を管理する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (3/3)	※ オンライン資格確認 健康保険の被保険者が医療機関等を受診する際に、医療機関等がオンラインにより最新の資格情報等を確認できるようになる仕組み。確認は、マイナンバーカード又は被保険者証に記載された被保険者証番号・枝番等により行う。これにより、既に資格を喪失している健康保険に対して診療報酬の請求が行われることを一定程度防ぐこと等が可能となり、事務の効率化・適正化が図られる。	※ オンライン資格確認 健康保険の被保険者が医療機関等を受診する際に、医療機関等がオンラインにより最新の資格情報等を確認できるようになる仕組み。確認は、マイナンバーカード又は被保険者証・資格確認書に記載された被保険者証番号・枝番等により行う。これにより、既に資格を喪失している健康保険に対して診療報酬の請求が行われることを一定程度防ぐこと等が可能となり、事務の効率化・適正化が図られる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	新国民健康保険システム	国民健康保険システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能</p>	<p>国民健康保険の被保険者の資格管理、給付記録管理、保険料賦課・収納・徴収管理等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格データベース 被保険者の資格管理を行う。 ・給付データベース 資格データベースの情報を基に、国民健康保険の被保険者の給付記録管理を行う。 ・国保税情報データベース 税務システムから所得情報等を受理し、国民健康保険の世帯主及び被保険者の所得情報等について管理・編集する。管理・編集した所得情報等により、被保険者の所得区分の判定を行う。 ・賦課データベース 資格データベースにより管理している世帯主及び被保険者の資格期間及び国保税情報データベースにより管理している所得情報等により保険料額の計算を行い、保険料賦課情報の管理を行う。 また、世帯主から減免の申請があった場合に減免額の計算を行い、決定した減免額を保有する。 ・収納データベース 被保険者の収納管理を行い、新国民健康保険システム全体においては、保険料収納にかかる時効の管理および保険料の徴収額、納付日、確定延滞金などを総合的に記録及び管理している。 納付書の送付や、未納発生時の督促状送付処理、滞納者への催告書送付処理なども行っている。 納付義務者(世帯主)が納付した保険料のデータは、金融機関から取得しているほか、コンビニエンスストアの収納代行業者、特別徴収した年金保険者から直接取得している。 	<p>国民健康保険の被保険者の資格管理、賦課管理、給付管理、収納管理、滞納管理等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通データベース 各業務の共通的な情報の管理を行う。 ・資格データベース 被保険者の資格管理を行う。 ・賦課データベース 所得情報等及び資格データベースにより管理している世帯主及び被保険者の資格期間により保険料額の計算を行い、保険料賦課情報の管理を行う。 また、世帯主から減免の申請があった場合に減免額の計算を行い、決定した減免額を保有する。 ・給付データベース 資格データベースの情報を基に、国民健康保険の被保険者の給付管理を行う。 ・収納データベース 被保険者の収納管理を行い、国民健康保険システム全体においては、保険料収納にかかる時効の管理および保険料の徴収額、納付日、確定延滞金などを総合的に記録及び管理している。 納付書の送付や、未納発生時の督促状送付処理なども行っている。 納付義務者(世帯主)が納付した保険料のデータは、金融機関から取得しているほか、コンビニエンスストアの収納代行業者、特別徴収した年金保険者から直接取得している。 	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	--	---	--	-----------	------------------------------

令和6年11月29日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能</p>	<p>・徴収データベース 日本年金機構、共済組合等の年金保険者（以下「年金保険者」という。）から送付される特別徴収候補者情報、年金保険者に送付する特別徴収依頼情報や特別徴収停止情報等を記録し管理する。</p> <p>・特定健診データベース 資格データベースの情報を基に、特定健康診査受診券・特定保健指導利用券の発行管理及び特定健診受診記録等の管理を行う。</p> <p>新国民健康保険システムにおいては、個人番号は保有しないが、統合番号の保有を行い、統合番号連携システムと連携し、情報の提供・照会を行う。なお、アクセス制限により個人番号の閲覧・利用は不可となる。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。</p>	<p>・滞納データベース 被保険者の滞納管理を行い、国民健康保険システム全体においては、保険料滞納事務にかかる滞納処分、執行停止、時効の管理および保険料の徴収額、納付日、確定延滞金などを総合的に記録及び管理している。 納付書の送付や、滞納者への催告書送付処理なども行っている。 納付義務者（世帯主）が納付した保険料のデータは、金融機関から取得しているほか、コンビニエンスストアの収納代行業者から直接取得している。</p> <p>・特定健診データベース 資格データベースの情報を基に、特定健康診査受診券・特定保健指導利用券の発行管理及び特定健診受診記録等の管理を行う。</p> <p>国民健康保険システムにおいては、個人番号を保有する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能</p>	(記述の追加)	<p>・受付管理・申請業務支援データベース 新規申請書や勸奨分の申請書情報の管理を行う。 申請の全数管理や受付した申請書の進捗状況のステータス管理を行う。 個人情報等の必要情報を申請書に印刷を行う。 各種データ登録作業のデータ投入支援を行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他のシステムとの接続</p>	[]その他()	[○]その他(介護保険システム、後期高齢システム等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能</p>	<p>自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 自治体中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p>	<p>自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 自治体中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システム機能</p>	<p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち、情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能は使用しない。</p> <p>(1) 資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ②オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 (※1)当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	<p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち、情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会、情報提供及び本人確認事務に係る機能は使用しないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。</p> <p>(1) 資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ②被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 ③オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 (※1)当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性</p>	<p><国民健康保険業務> ・資格データベース 世帯主からの届出により、住所や氏名、生年月日等を把握し、その対象者の国民健康保険の被保険者資格台帳を作成する。 その際、療養の給付を受ける期間や保険料を計算する期間についても、併せて管理を行うことで効率的に他の事務を進めることが可能になる。住民登録外被保険者については、被保険者資格の適正化を図るため、個人番号の特定を行う。</p> <p>・給付データベース 世帯主からの申請に基づく現金給付及び被保険者が医療機関等を受診することにより行われる現物給付に基づき、給付情報を作成する。</p> <p>・国税情報データベース 税務システムから受理する所得情報について、国民健康保険の世帯主及び被保険者の個人識別番号を特定した上で更新を行い、所得情報などを管理・編集する。 管理・編集した所得情報等により、保険料の算定を行うほか、被保険者の所得区分の判定を行い、保険給付の金額を決定する資料とする。 この際、市外転入等により横浜市に所得申告の義務がない被保険者については、課税住所地に対して情報照会を行い、保険料の算定、所得区分の判定を行う必要がある。</p> <p>・賦課データベース 被保険者の資格期間及び国税情報データベースで管理している世帯主及び被保険者の所得情報等により、国民健康保険料の計算、及び減免額の計算を行い、対象世帯の国民健康保険の賦課台帳を作成する。</p>	<p><国民健康保険業務> ・共通データベース 各業務で使用する共通的な情報を一元管理する。</p> <p>・資格データベース 世帯主からの届出により、住所や氏名、生年月日等を把握し、その対象者の国民健康保険の被保険者資格台帳を作成する。 その際、療養の給付を受ける期間や保険料を計算する期間についても、併せて管理を行うことで効率的に他の事務を進めることが可能になる。住民登録外被保険者については、被保険者資格の適正化を図るため、個人番号の特定を行う。</p> <p>・賦課データベース 被保険者の資格期間、世帯主及び被保険者の所得情報等により、国民健康保険料の計算、及び減免額の計算を行い、対象世帯の国民健康保険の賦課台帳を作成する。</p> <p>・給付データベース 世帯主からの申請に基づく現金給付及び被保険者が医療機関等を受診することにより行われる現物給付に基づき、給付情報を作成する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	---	---	---	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性</p>	<p>・収納データベース 被保険者の保険料収納状況を管理する。</p> <p>・徴収データベース 年金保険者から送付される特別徴収候補者情報、年金保険者に送付する特別徴収依頼情報や特別徴収停止情報等を記録し管理することで、賦課データベースと連携して徴収方法の適正化を図る。</p> <p>・特定健診データベース 被保険者が年度中1回特定健康診査を受けることができるよう、受診券を発行する。また、特定健康診査の結果に基づき特定保健指導利用券を作成する。</p> <p>○各データベース共通 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、自治体中間サーバーにアップロードを行うとともに、資格情報、給付情報、所得情報等について情報保有機関に対して情報照会を行い、被保険者資格や給付、保険料計算、所得区分管理等の適正化を図る。</p>	<p>・収納データベース 被保険者の保険料収納状況を管理する。</p> <p>・滞納データベース 被保険者の保険料滞納状況を管理する。</p> <p>・特定健診データベース 被保険者が年度中1回特定健康診査を受けることができるよう、受診券を発行する。また、特定健康診査の結果に基づき特定保健指導利用券を作成する。</p> <p>○各データベース共通 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、自治体中間サーバーにアップロードを行うとともに、資格情報、給付情報、所得情報等について情報保有機関に対して情報照会を行い、被保険者資格や給付、保険料計算、所得区分管理等の適正化を図る。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性</p>	<p>(記述の追加)</p>	<p>・受付管理・申請業務支援データベース マイナポータルと連携し国民健康保険の事務手続きに関し、電子申請を実施する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット</p>	<p><国民健康保険業務> ・資格データベース 健康保険法等の被保険者情報について情報提供を得られれば、住民基本台帳では確認できない、国保法第6条の該当及び非該当の確認ができ、より正確に被保険者資格の適正化を行えるようになる。 ・給付データベース 他保険者等の給付情報について情報提供を得られれば、本市国保との間での給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。 ・国保税情報データベース 市外転入等により横浜市に所得申告の義務がない被保険者について、当該被保険者の課税住所から所得情報等の提供を得られれば、より適正な保険料の算定、所得区分判定が行えるようになる。 ・賦課データベース 住民登録外台帳で課税されている個人と住民登録内台帳で課税されている個人との紐づけ等により、被保険者の資格期間及び所得情報等の適正化が期待でき、より適正な保険料計算を行えるようになる。 ・収納データベース 従来は文書照会等の手段で他保険者の収納状況を確認していたが、より即時的に確認ができるようになる。 ・徴収データベース 保険料の特別徴収の可否やその金額を管理することで、事務の効率化や納付手段の利便性の向上に資することができる。 ・特定健診データベース 被保険者の資格情報に基づき管理を行うことで、事務の効率化が図られる。</p>	<p><国民健康保険業務> ・共通データベース 各業務で使用する情報を一元管理することで、データベースの最適化を行い、各業務間のデータの整合性を確保する。 ・資格データベース 健康保険法等の被保険者情報について情報提供を得られれば、住民基本台帳では確認できない、国保法第6条の該当及び非該当の確認ができ、より正確に被保険者資格の適正化を行えるようになる。 ・賦課データベース 住民登録外台帳で課税されている個人と住民登録内台帳で課税されている個人との紐づけ等により、被保険者の資格期間及び所得情報等の適正化が期待でき、より適正な保険料計算を行えるようになる。 ・給付データベース 他保険者等の給付情報について情報提供を得られれば、本市国保との間での給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。 ・収納データベース 従来は文書照会等の手段で他保険者の収納状況を確認していたが、より即時的に確認ができるようになる。 ・滞納データベース 従来は文書照会等の手段で他保険者の滞納状況を確認していたが、より即時的に確認ができるようになる。 ・特定健診データベース 被保険者の資格情報に基づき管理を行うことで、事務の効率化が図られる。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット</p>	<p>(記述の追加)</p>	<p>・受付管理・申請業務支援データベース 区役所の窓口混雑の緩和や、市民の申請手続きへの負担の軽減、事務処理の効率化が図られる。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p><国民健康保険業務> ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一主務省令」という。) 第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一主務省令 第24条 ・国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項、第2項</p>	<p><国民健康保険業務> ・番号法第9条第1項 別表第44項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託) 第1項、第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 【情報提供】</p>	<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二主務省令」という。） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 ・番号法第19条第8号別表第二 42、43、44、45 ・番号法別表第二主務省令 第25条、第25条の2、第26条</p>	<p><国民健康保険業務> 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、132、137、141、145、158、161、164、165、166、173 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第134条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 69、70、71 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第71条、第72条、第73条</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和7年3月11日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7</p>	<p>(追加)</p>	<p>(オンライン申請管理システムについて追加)</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

(別紙)全項目評価書の変更箇所【別添1(事務内容)】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 図1 事務概略図と特定個人情報保護評価の範囲	(新国民健康保険システムにおける概略図)	(国民健康保険システムにおける概略図) ※国民健康保険システムは、標準準拠システムのシステム構成に従い修正。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 図2 国民健康保険事務の全体図	(新国民健康保険システムにおける事務の全体図)	(国民健康保険システムにおける事務の全体図) ※国民健康保険システムは、標準準拠システムのシステム構成に従い修正。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 図3 オンライン資格確認の準備業務に係る流れ	(別添1)事務の内容 図3 オンライン資格確認の準備業務に係る流れ	(国民健康保険システムにおけるオンライン資格確認の準備業務に係る流れ図)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	(別添1)事務の内容 図4 オンライン資格確認の準備に係る流れ	追加	(国民健康保険システムにおけるオンライン資格確認の準備業務に係る流れ図)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和7年3月11日	(別添1)事務の内容 図1 事務概略図と特定個人情報保護評価の範囲	追加	オンライン申請管理システムの追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和7年3月11日	(別添1)事務の内容 図2 国民健康保険事務の全体図	追加	オンライン申請管理システムの追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

(別紙)全項目評価書の変更箇所【Ⅱファイルの概要】

ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第99条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途 (2/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和3年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第106条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第115条第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第115条の2第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第24条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第38条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第99条第1項の組合管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第106条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第115条第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法第115条の2第1項の組合管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第24条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第38条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 健康保険法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3③提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭費の支給に関する情報 出産育児一時金の支給に関する情報 保険給付の支給に関する情報 被保険者資格に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金の支給に関する情報 葬祭費の支給に関する情報 出産育児一時金の支給に関する情報 保険給付の支給に関する情報 被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> 船員保険法第72条第1項(葬祭料)の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第73条第1項(出産育児一時金)の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第83条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法84条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法施行規則第26条第1項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法施行規則第38条第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 船員保険法施行規則第64条第1項(船員法による療養補償との調整の申請)の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 船員保険法第69条第1項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第72条第1項(葬祭料)の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第73条第1項(出産育児一時金)の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法第83条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法84条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法施行規則第26条第1項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 船員保険法施行規則第38条第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 船員保険法施行規則第64条第1項(船員法による療養補償との調整の申請)の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金の支給に関する情報 ・葬祭費の支給に関する情報 ・出産育児一時金の支給に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	<p>II ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先2全国健康保険協会</p> <p>②提供先における用途(1/2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第99条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第99条第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	<p>II ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先2全国健康保険協会</p> <p>②提供先における用途(2/2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第38条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	<p>II ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先11都道府県知事等</p> <p>②提供する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	特定個人情報ファイルの概要(給付データベース) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・保険料の賦課に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する情報 ・保険料の賦課に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	<p>II ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先7健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課</p> <p>③移転する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の支給に関する情報 ・保険料の賦課に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の賦課に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ①法令上の根拠	(追加)	・番号法第19条第7号 別表第二(第108項) ・市番号条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ②移転先における用途	(追加)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ③移転する情報	(追加)	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ④移転する情報の対象となる本人の数	(追加)	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	こころの健康相談センターから照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ⑥移転方法	(追加)	紙	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12健康福祉局こころの相談センター ⑦時期・頻度	(追加)	情報照会の都度	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ①法令上の根拠	(追加)	・番号法第19条第7号 別表第二(第108項) ・市番号条例第4条第3項	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ②移転先における用途	(追加)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ③移転する情報	(追加)	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ④移転する情報の対象となる本人の数	(追加)	1万人未満	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ①国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ②国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ⑥移転方法	(追加)	紙	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13健康福祉局生活福祉部医療援助課 ⑦時期・頻度	(追加)	情報照会の都度	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和3年7月29日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 < 国保連合会からの入手に関する妥当性 > ・特定健康診査等情報の入手に関する妥当性	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条	高齢者の医療の確保に関する法律第20条(特定健康診査)、第24条(特定保健指導)	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <国保連合会からの入手に関する妥当性> ・特定健康診査等情報の入手に関する妥当性	国保法第113条の3	国保法第113条の3(連合会又は支払基金への事務の委託)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <その他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	国民健康保険法施行令(以下国保法施行令という)	国民健康保険法施行令(以下「国保法施行令」という。)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <その他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	横浜市国民健康保険条例(以下市条例という)	横浜市国民健康保険条例(以下「市条例」という。)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <その他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	市条例施行規則第12条の3	横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「市国保条例施行規則」という。)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 <その他の入手に関する妥当性> ・保険料関係情報	市条例施行規則第15条(保険料の徴収猶予又は減免)	市国保条例施行規則第15条(保険料の徴収猶予又は減免)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1～28 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	健康保険法第99条第1項	健康保険法第99条第1項(傷病手当金)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	(追加)	健康保険法第104条(傷病手当金又は出産手当金の継続給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	同法第135条第1項	同法第135条第1項(傷病手当金)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	健康保険法施行規則第50条第1項の組合管掌健康保険	健康保険法施行規則第50条第1項(通知)の全国健康保険協会管掌健康保険	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	健康保険法第105条第1項の組合管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	(追加)	健康保険法第104条の組合管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法施行規則第26条第1項(被扶養者の届出)	船員保険法施行規則第26条(被扶養者の届出)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途	船員保険法第69条第1項	船員保険法第69条第1項(傷病手当金)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途	(追加)	船員保険法第69条第6項(傷病手当金)の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ②提供先における用途	予防接種法施行令第10条第1項ただし書(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療費)の医療費の額の調整に関する事務	予防接種法第16条第1項(給付の範囲)第1号又は同条第2項第1号の医療費の支給に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の私立学校教職員共済制度の加入者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の私立学校教職員共済制度の加入者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年文部省令第28号)	私立学校教職員共済法施行規則	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の共済組合の組合員の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	国家公務員共済組合法第64条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第63条第3項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)	国家公務員共済組合法施行規則	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法別表第二主務省令第31条の2	番号法別表第二主務省令第31条の2の2	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法第66条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	地方公務員等共済組合法第66条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)	地方公務員等共済組合法施行規程	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ③提供する情報	(追加)	被保険者資格に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ②提供先における用途	生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務	生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ②提供先における用途	第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収	第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項(学資の貸与)の学資金の貸与	独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項(学資の貸与)の学資貸与金の貸与	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項(学資貸与金の返還の条件等)の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項(学資貸与金の返還の条件等)の学資貸与金又は同法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1、3、6~14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2、4、5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	高額療養費の支給又は高額介護合算療養費の支給に関する情報	高額療養費の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ③移転する情報	高額療養費の支給又は高額介護合算療養費の支給に関する情報	高額療養費の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務	生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収	第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ③移転する情報	高額療養費の支給又は高額介護合算療養費の支給に関する情報	高額療養費の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途	後期高齢者医療制度保険料等	後期高齢者医療制度の保険料等	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2	高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2(国民健康保険法第百六条の二の規定の適用を受ける者の特例)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高齢者の医療の確保に関する法律第50条	高齢者の医療の確保に関する法律第50条(被保険者)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ②移転先における用途	地方税法第314条の2第3項	地方税法第314条の2第3項(所得控除)	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14	(追加)	移転先14	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 給付データベース【戻入レコード】	(追加)	入院食事代情報 入院外来区分 入院食事代情報 食事回数 入院食事代情報 食事代査定金額 入院食事代情報 食事代支給金額	事後	重要な変更該当する項目ではないため

令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 給付データベース【(高額療養費)未申請 明細レコード】	被保険者番号	被保険者証番号	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 給付データベース【支給明細レコード】	被保険者番号	被保険者証番号	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 給付データベース	(追加)	【申請管理連携レコード】 被保険者証番号 該当者個人コード 一般識別フラグ 申請書管理番号 申請年度 申請連番 支給状況	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 提供・移転の有無	11件	14件	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22 ②提供先における用途	同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。	同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8件	9件	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託⑧再委託の許諾方法	・個人情報取扱特記事項 第8条 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条	・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	(追加)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ①委託内容	(追加)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(追加)	特定個人情報ファイルの全体	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(追加)	100万人以上1,000万人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲※	(追加)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、みなす世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、みなす世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とみなす世帯主に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国保法第110条によって保険給付を受ける権利は2年間有効、地方自治法第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の現物給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ③委託先における取扱者数	(追加)	10人以上50人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(追加)	専用線	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑤委託先名の確認方法	(追加)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	(追加)	神奈川県国民健康保険団体連合会 (神奈川県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑦再委託の有無※	(追加)	再委託する	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑧再委託の許諾方法</p>	(追加)	<p>委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化eto)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 再委託 ⑨再委託事項</p>	(追加)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途</p>	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条第1項(助成の方法の特例)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条第1項(助成の方法の特例)の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途</p>	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条第1項ただし書(助成の方法)若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条第1項ただし書(助成の方法)若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途</p>	1.後期高齢者医療制度の保険料等を滞納している被保険者に電話納付案内を行う。 2.高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2(国民健康保険法第百十六条の二の規定の適用を受ける者の特例)の資格取得を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2(国民健康保険法第百十六条の二の規定の適用を受ける者の特例)の資格取得を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ③移転する情報	1.電話番号、被保険者証番号、世帯メモ情報、個人コード 2.国民健康保険資格情報	国民健康保険資格情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1.医療援助課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者 ① 国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主 ② 国保法第5条に該当しなくなった、または国保法第6条に該当した住民のみの世帯となった日、保険料等の未納がなくなった日、保険料等の還付及び充当を行った日、現金給付の支給日、決裁日、申請日及び振替日のうち、最も新しい日付からの経過が5年以下である世帯の住民及びその世帯主 2.国民健康保険の住所地特例者であり、以下の①、②のいずれにも該当する者 ① 75歳に達した者 ② 厚生労働省で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号(被保険者)の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者	国民健康保険の住所地特例者であり、以下の①、②のいずれにも該当する者 ① 75歳に達した者 ② 厚生労働省で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号(被保険者)の政令で定める程度の障害の状態にある旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑦時期・頻度	年3回(4月、9月、1月)	月1回	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	健康福祉局健康安全部保健事業課	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14	健康福祉局健康安全部保健事業課	医療局地域医療部がん・疾病対策課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項(再委託)において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 再委託⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	健康保険法施行規則第24条(被保険者の資格取得の届出)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務	健康保険法施行規則第24条(被保険者の資格取得の届出)第1項の全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	・健康保険法第99条第1項(傷病手当金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条第1項(傷病手当金)の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法105条第1項(資格喪失後の死亡に関する給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第136条第1項(埋葬料)の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	・健康保険法第99条(傷病手当金)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第135条(傷病手当金)第1項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第105条(資格喪失後の死亡に関する給付)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請若しくは同法第136条(埋葬料)第1項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途</p>	<p>・健康保険法第115条第1項(高額療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2第1項(高額介護合算療養費)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第50条第1項(通知)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務</p>	<p>・健康保険法第115条(高額療養費)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額療養費の支給の申請又は同法第147条(高額療養費)の日雇特例被保険者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第115条の2(高額介護合算療養費)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請又は同法第147条の2(高額介護合算療養費)の日雇特例被保険者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第120条(被扶養者の届出)の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法施行規則第50条第1項(被保険者証の検認又は更新等)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途</p>	<p>船員保険法施行規則第6条第1項(被保険者の資格取得の届出)の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>船員保険法施行規則第6条(被保険者の資格取得の届出)第1項の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ②提供先における用途</p>	<p>・船員保険法第69条第1項(傷病手当金)の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第69条第6項(傷病手当金)の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第72条第1項(葬祭料)の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第73条第1項(出産育児一時金)の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第83条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法84条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第38条第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 ・船員保険法施行規則第64条第1項(船員法による療養補償との調整の申請)の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>・船員保険法第69条(傷病手当金)第1項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第69条第6項の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第72条(葬祭料)第1項の葬祭料又は同法第80条(家族葬祭料)の家族葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第73条(出産育児一時金)第1項の出産育児一時金又は同法81条(家族出産育児一時金)の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第83条(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法第84条(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・船員保険法施行規則第38条(被保険者証の検認又は更新)第1項の被扶養者に係る確認に関する事務 ・船員保険法施行規則第64条(船員法による療養補償との調整の申請)第1項の船員法による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ②提供先における用途</p>	<p>予防接種法第16条第1項(給付の範囲)第1号又は同条第2項第1号の医療費の支給に関する事務</p>	<p>予防接種法第16条(給付の範囲)第1項第1号又は同条第2項第1号の医療費の支給に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ②提供先における用途</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2(他の法律による医療に関する給付との調整)の同法第30条の規定による費用の負担の調整に関する事務</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2(他の法律による医療に関する給付との調整)の同法第30条(費用の負担)の規定による費用の負担の調整に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11 ②提供先における用途</p>	<p>・生活保護法第19条第1項(実施機関)の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条第1項(申請による保護の開始及び変更)の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・生活保護法第25条第1項(職権による保護の開始及び変更)の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第77条第1項(費用等の徴収)又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p>	<p>・生活保護法第19条(実施機関)第1項の保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条(申請による保護の開始及び変更)第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・生活保護法第25条(職権による保護の開始及び変更)第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第77条(費用等の徴収)第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ②提供先における用途</p>	<p>・私立学校教職員共済法第25条(国家公務員共済組合法の準用)において準用する国家公務員共済組合法第60条の2第1項(高額療養費)の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条の3第1項(高額介護合算療養費)の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第61条第2項(出産費及び家族出産費)の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法施行規則第1条の5の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>・私立学校教職員共済法第25条(国家公務員共済組合法の準用)において準用する国家公務員共済組合法第60条の2(高額療養費)第1項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条の3(高額介護合算療養費)第1項の私立学校教職員共済制度の加入者による高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法第25条において準用する国家公務員共済組合法第61条(出産費及び家族出産費)第2項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・私立学校教職員共済法施行規則第1条の5(被扶養者の認定申請等)の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ②提供先における用途</p>	<p>・国家公務員共済組合法第60条の2第1項(高額療養費)の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第60条の3第1項(高額介護合算療養費)の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第61条第2項(出産費及び家族出産費)の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第88条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第95条第3項において準用する同令第92条第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務</p>	<p>・国家公務員共済組合法第60条の2第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第60条の3第1項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法第61条第2項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第88条(被扶養者の申告)の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・国家公務員共済組合法施行規則第95条(組合員被扶養者証)第3項において準用する同令第92条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ②提供先における用途</p>	<p>・国保法第57条の2第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・国保法第57条の3第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>・国保法第57条の2(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・国保法第57条の3(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法第62条の2第1項(高額療養費)の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第62条の3第1項(高額介護合算療養費)の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第63条第2項(出産費及び家族出産費)の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第66条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第65条第3項(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第94条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第100条第2項において準用する同令第97条第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	・地方公務員等共済組合法第62条の2(高額療養費)第1項の共済組合の組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第62条の3(高額介護合算療養費)第1項の共済組合の組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第63条(出産費及び家族出産費)第2項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第3項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法第66条(埋葬料及び家族埋葬料)の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第94条(被扶養者の申告)の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 ・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第2項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ②提供先における用途	老人福祉法第28条第1項(費用の徴収)の費用の徴収に関する事務	老人福祉法第28条(費用の徴収)第1項の費用の徴収に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ②提供先における用途	雇用保険法第37条第8項(傷病手当)の傷病手当の支給の調整に関する事務	雇用保険法第37条(傷病手当)第8項の傷病手当の支給の調整に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収(同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条第1項(助成の方法の特例)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条(助成の方法の特例)第1項の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条第1項ただし書(助成の方法)若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条(助成の方法)第1項ただし書若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	健康福祉局健康安全部保健事業課	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第61条の2第1項又は第四項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第61条の2第1項又は第4項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第108項)	番号法第19条第8号別表第二(第109項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第108項)	番号法第19条第8号別表第二(第109項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月4日	令和9年1月4日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○] その他(ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)	[]その他()	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	・国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、保険料徴収情報、特定健康診査等情報の管理 ・保険料賦課及び保険給付に必要な所得の判定、保険料の特別徴収の可否とその金額の管理	・国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、保険料滞納情報、保険料徴収情報、特定健康診査等情報の管理 ・保険料賦課及び保険給付に必要な所得の判定、保険料の特別徴収の可否とその金額の管理	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、税情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、特別徴収情報、特定健康診査等情報を適正に管理し、国民健康保険制度の健全な運営を行う。特別徴収情報については、特別徴収依頼情報や中止・変更等に係る対象者の情報を年金保険者に提供する。 国民健康保険に加入していない者について保有している税情報は、加入した場合における保険料を仮計算する際に使用する。 また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会・情報提供や他の機関等へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。	国民健康保険の被保険者資格情報、保険給付情報、税情報、保険料賦課情報、保険料収納情報、保険料滞納情報、特別徴収情報、特定健康診査等情報を適正に管理し、国民健康保険制度の健全な運営を行う。特別徴収情報については、特別徴収依頼情報や中止・変更等に係る対象者の情報を年金保険者に提供する。 国民健康保険に加入していない者について保有している税情報は、加入した場合における保険料を仮計算する際に使用する。 また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムとの照会・情報提供や他の機関等へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、さらなる適正化を行うことができる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成28年1月4日	令和9年1月4日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他(保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取扱いを行う。)	[○] その他(保守拠点からの遠隔操作にて取扱いを行う。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他(保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取扱いを行う。)	[○] その他(保守拠点からの遠隔操作にて取扱いを行う。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O] その他(保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取扱いを行う。)	[O] その他(保守拠点からの遠隔操作にて取扱いを行う。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。	データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 クラウド事業者が管理するデータセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第1項) ・番号法別表第二主務省令第1条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第1項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第3条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第2項) ・番号法別表第二主務省令第2条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第2項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第4条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	(追加)	・健康保険法第100条(埋葬料)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第136条(埋葬料)第1項の日雇特例被保険者の死亡に係る埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第101条(出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	・健康保険法第105条(資格喪失後の死亡に関する給付)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請若しくは同法第136条(埋葬料)第1項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請若しくは同法第143条(家族埋葬料)の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	・健康保険法第105条(資格喪失後の死亡に関する給付)第1項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請若しくは同法第136条(埋葬料)第1項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第113条(家族埋葬料)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請若しくは同法第143条(家族埋葬料)第1項の日雇特例被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	・健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第137条(出産育児一時金)の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第114条(家族出産育児一時金)の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第144条(家族出産育児一時金)第1項の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	・健康保険法施行規則第120条(被扶養者の届出)の日雇特例被保険者の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	・健康保険法施行規則第120条(被扶養者の届出)の日雇特例被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第3項) ・番号法別表第二主務省令第3条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第3項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第5条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ②提供先における用途	(追加)	・健康保険法第100条第1項の組合管掌健康保険の被保険者の死亡に係る埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・健康保険法第101条の組合管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二(第4項) ・番号法別表第二主務省令第4条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第5項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第7条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ②提供先における用途	・船員保険法施行規則第26条(被扶養者の届出)の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	・船員保険法施行規則第26条(被扶養者の届出)の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第5項) ・番号法別表第二主務省令第5条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第6項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第8条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ②提供先における用途	・船員保険法施行規則第26条第1項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	・船員保険法施行規則第26条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第9項) ・番号法別表第二主務省令第8条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第11項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第15条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第12項) ・番号法別表第二主務省令第10条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第14項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第18条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第15項) ・番号法別表第二主務省令第11条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第19項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第21条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第17項) ・番号法別表第二主務省令第12条の3	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第27項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第29条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第22項) ・番号法別表第二主務省令第15条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第38項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第40条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第26項) ・番号法別表第二主務省令第19条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第42項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第44条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第27項) ・番号法別表第二主務省令第20条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第48項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第50条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠～⑦時期・頻度	社会福祉協議会	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13 ①法令上の根拠～⑦時期・頻度	(追加)	都道府県知事(提供先28から移動)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第33項) ・番号法別表第二主務省令第22条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第56項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第58条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14②提供先における用途	(追加)	・私立学校教職員共済法施行規則第37条の2の私立学校教職員共済制度の加入者による後期高齢者医療制度の被保険者資格の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第39項) ・番号法別表第二主務省令第24条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第65項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第67条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15②提供先における用途	(追加)	・国家公務員共済組合法施行規則第95条(組合員被扶養者証)第3項において準用する同令第92条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15②提供先における用途	(追加)	・国家公務員共済組合法施行規則第113条の4の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第42項) ・番号法別表第二主務省令第25条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第69項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第71条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第46項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第69項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第58項) ・番号法別表第二主務省令第31条の2の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第83項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第85条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第3項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第3項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第1項の共済組合の組合員の被扶養者の要件の確認に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18②提供先における用途	(追加)	・地方公務員等共済組合法施行規程第119条の2の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18 ②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第2項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	・地方公務員等共済組合法施行規程第100条(組合員被扶養者証等)第3項において準用する同令第97条(組合員証の検認等)第3項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第62項) ・番号法別表第二主務省令第33条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第87項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第89条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先20 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第78項) ・番号法別表第二主務省令第41条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第111項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第113条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第26項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第42項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ③移転する情報	・被保険者に係る資格に関する情報 ・高額療養費の支給に関する情報 ・保険料の徴収に関する情報	保険給付の支給に関する情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ③移転する情報	・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報 ・高額療養費の支給に関する情報 ・保険料の徴収に関する情報	・保険給付の支給に関する情報 ・高額療養費の支給に関する情報 ・保険料の徴収に関する情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第87項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第125項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ③移転する情報	・被保険者資格に関する情報 ・高額療養費の支給に関する情報 ・保険料の徴収に関する情報	保険給付の支給に関する情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ②移転先における用途	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条(助成の方法の特例)第1項の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務	横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)若しくは第7条(届出義務)又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第18条(助成の方法の特例)第1項の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ②移転先における用途	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条(助成の方法)第1項ただし書若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務	横浜市小児の医療費助成に関する条例第5条(医療証の交付)、第6条(助成の方法)第1項ただし書若しくは第2項又は第7条(届出義務)の規定による申請又は届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第80項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第115項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑥移転方法	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う。)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []その他()	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第94項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第132項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第27項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第48項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課	健康福祉局生活福祉部医療援助課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第120項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第158項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保健事業課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者	医療援助課課から照会のあった者であり、以下の①、②のいずれかに該当する者	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第48項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第74項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第80項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第115項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第109項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第145項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ②移転先における用途	(追加)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の自立支援給付の支給の調整に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ③移転する情報	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報	保険給付の支給に関する情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第109項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第145項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	(追加)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の自立支援給付の支給の調整に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ③移転する情報	・保険給付の資格者等に関する情報 ・保険給付の支給に関する情報	保険給付の支給に関する情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二(第102の2項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第139項)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所(1/2)	<横浜市における措置> ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。	<横浜市における措置> ・システムのサーバー機器はガバメントクラウドに設置する。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。	事前	重要な変更にあたるため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所(2/2)	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更にあたるため
令和6年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和7年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他()	[○]その他(電子署名関係情報及び個人番号カードに記載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号)	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(追加)	その他…電子署名関係情報及び個人番号カードに記載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号:申請者の本人確認のため	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和7年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]その他()	[○]その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和7年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10	(追加)	(オンライン申請管理システム運用保守業務委託について追加)	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追加)	・ラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・オンライン申請管理システムのデータのバックアップは、入退館管理を行っている遠隔地のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管している。	事前	重要な変更にあたるため

(別紙)全項目評価書の変更箇所【Ⅲリスク対策(プロセス)】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和3年7月29日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和3年7月29日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和5年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <本人等からの入手における措置> > 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	横浜市国民健康保険条例施行規則（以下「市国保条例施行規則」という。）	市国保条例施行規則	事後	重要な変更等に該当する項目ではないため
令和5年3月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <本人等からの入手における措置> > 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	市条例施行規則第12条の3	市国保条例施行規則第12条の4	事後	重要な変更等に該当する項目ではないため
令和5年11月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(追加)	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

<p>令和5年11月17日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法</p>	<p>(追加)</p>	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和5年11月17日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>(追加)</p>	<p><クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和5年11月17日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法</p>	<p>(追加)</p>	<p>○国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ○国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和5年11月17日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法</p>	<p>(追加)</p>	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	--	-------------	--	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによつて、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 (※)ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 ○データを登録する際の防止措置 ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分：また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ○情報連携する際の措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(※)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合システムとの情報連携は、LG-WANIにて行うため、セキュリティは確保されている。 (※)ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 ○国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによつて、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ○データを登録する際の防止措置 ・住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分：また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	--	---	--	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止させるための措置の内容</p>	<p><本人等からの入手における措置> 国保法施行規則第2条、第27条等に定められた内容に基づき届出書・申請書様式を作成し必要な情報のみ入手する。必要な様式については、市国保条例施行規則等により規定している。 所得情報の申告や徴収方法の変更の申出を受ける際は、市国保条例施行規則第12条の4、横浜市国民健康保険料口座振替及び自動払込みによる収納事務取扱要領に規定された収入申立書・口座振替依頼書により、必要事項のみを入手する。 金融機関経由で入手する納付済通知書については、必要項目のみをパンチ業者にデータ化させたくえて、収納情報として受け取っている。</p> <p><他課からの入手における措置> 税務主管課から提供されるデータについては、国民健康保険の給付及び保険料の計算に必要な情報のみを選別し受領することで、必要な情報以外の入手を行わないようにする。 介護保険主管課から提供されるデータについては、データベースの項目を規定し、必要な情報以外の入手を行わないようにする。</p> <p><年金保険者からの入手における措置> 年金保険者から入手するファイルは仕様により情報が限定されており、新国民健康保険システムにおいてもデータベースの項目が定まっているため、必要な情報しか保持できない。</p>	<p><本人等からの入手における措置> 国保法施行規則第2条、第27条等に定められた内容に基づき届出書・申請書様式を作成し必要な情報のみ入手する。必要な様式については、市国保条例施行規則等により規定している。 所得情報の申告や徴収方法の変更の申出を受ける際は、市国保条例施行規則第12条の4、横浜市国民健康保険料口座振替及び自動払込みによる収納事務取扱要領に規定された収入申立書・口座振替依頼書により、必要事項のみを入手する。 金融機関経由で入手する納付済通知書については、必要項目のみをパンチ業者にデータ化させたくえて、収納情報として受け取っている。</p> <p><他課からの入手における措置> 税務主管課から提供されるデータについては、国民健康保険の給付及び保険料の計算に必要な情報のみを選別し受領することで、必要な情報以外の入手を行わないようにする。 介護保険主管課から提供されるデータについては、データベースの項目を規定し、必要な情報以外の入手を行わないようにする。</p> <p><年金保険者からの入手における措置> 年金保険者から入手するファイルは仕様により情報が限定されており、国民健康保険システムにおいてもデータベースの項目が定まっているため、必要な情報しか保持できない。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	---	--	---	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止させるための措置の内容</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ・国保総合PCにおける措置 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>(※)ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース 仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> <p>○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ・情報連携における措置 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(※)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>(※)ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース 仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村との間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p> <p>○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> 本人からの資格・保険料関係の個人情報の入手は届出によるものであり、現金給付及び現物給付は国保法に明示されている制度であり、対象者本人が利用目的を認識し自発的に利用する制度である。特定個人情報ファイルの管理については、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ・国保総合PCにおける措置 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。国保総合(国保集約)システムの外部インターフェイス仕様書に記載されている 対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> 本人からの資格・保険料関係の個人情報の入手は届出によるものであり、現金給付及び現物給付は国保法に明示されている制度であり、対象者本人が利用目的を認識し自発的に利用する制度である。特定個人情報ファイルの管理については、アクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかける。さらにログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。国保総合(国保集約)システムの外部インターフェイス仕様書に記載されている 対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCにおける措置 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の新国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>○新国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、新国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めることとしている。</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>○国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めることとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>個人番号の真正性確保の措置の内容</p>	<p><本人からの入手における措置> ○新国民健康保険システムにおける措置 個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行い、その結果をもとに統合番号連携システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号を照合する。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCにおける措置 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>	<p><本人からの入手における措置> ○国民健康保険システムにおける措置 個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行う。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルの個人番号又は業務固有番号により真正性を確保する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p><本人等からの入手における措置> ○新国民健康保険システムにおける措置 職員が入力した情報については、読み合わせによるダブルチェックや別担当者による届出書原本との照合を行うなど正確性確保に努める。 資格情報については、定期的に住民基本台帳情報を確認し、必要であれば届出を勧奨し正確性の確保に努める。収納情報については、事前の調定情報(収納すべき保険料額等の情報)との突合をシステム上でやっている。</p> <p><他課からの入手における措置> ○新国民健康保険システムにおける措置 月次で所得情報について更新する際は、個人コード等を突合することにより、正確性の確保に努める。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市町村の双方に配信され、本市および他市町村の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</p> <p>○新国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、新国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めることとしている。</p>	<p><本人等からの入手における措置> ○国民健康保険システムにおける措置 職員が入力した情報については、読み合わせによるダブルチェックや別担当者による届出書原本との照合を行うなど正確性確保に努める。 資格情報については、定期的に住民基本台帳情報を確認し、必要であれば届出を勧奨し正確性の確保に努める。収納情報については、事前の調定情報(収納すべき保険料額等の情報)との突合をシステム上でやっている。</p> <p><他課からの入手における措置> ○国民健康保険システムにおける措置 月次で所得情報について更新する際は、個人コード等を突合することにより、正確性の確保に努める。</p> <p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合システムにおける措置 ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市町村の双方に配信され、本市および他市町村の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</p> <p>○国民健康保険システムにおける措置 入手した特定個人情報は、国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に連絡し是正を求めることとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	--	--	--	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ○国保総合PCと国民健康保険システムとの間の情報の授受はデータセンター内で行い、使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の担当者だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</p>	<p><国保連合会からの入手における措置> ○国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ○国保連合会と国民健康保険システムの情報連携における措置 ・国保連合会と国民健康保険システムの情報連携は、LGWANで通信することでセキュリティリスクを確保している。 ※セキュリティ対策の詳細は、LGWANのセキュリティ対策を参照。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なの無い情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容</p>	<p>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録をできるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。</p>	<p>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録をできるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・個人ごとのログインIDとパスワード、画像認証により管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・個人ごとのログインIDとパスワード、画像認証により管理しており、いつ、誰がシステムを利用したかについても記録を残す。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
-------------------	---	--	---	-----------	------------------------------

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・ID・パスワードの発効管理 IDカードにより職務権限による制限をかけ、ログインIDとパスワードを発効し、画像認証要素との紐づけを行うことで、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。 ・失効管理 権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p> <p><国保総合PCにおける措置> 国保連合会は情報システム管理者(市)に対し、管理者権限IDを付与する。 情報システム管理者(市)は管理者権限IDを用いて、事務取扱担当に対してIDの発行を行う。 失効(変更)についても同様に、情報システム管理者(市)にて管理する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・ID・パスワードの発効管理 IDカードにより職務権限による制限をかけ、ログインIDとパスワードを発効し、画像認証要素との紐づけを行うことで、ログインできる職員及び処理できる権限を管理する。 ・失効管理 権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p> <p><国保総合PCにおける措置> 国保連合会は情報システム管理者(市)に対し、管理者権限IDを付与する。 情報システム管理者(市)は管理者権限IDを用いて、事務取扱担当に対してIDの発行を行う。 失効(変更)についても同様に、情報システム管理者(市)にて管理する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の管理 具体的な管理方法</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・アクセス権限の設定作業は、情報セキュリティ担当が行う。 ・ログインIDとパスワードについては、職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際は、アクセス権限を更新する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・アクセス権限の設定作業は、情報セキュリティ担当が行う。 ・ログインIDとパスワードについては、職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際は、アクセス権限を更新する。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入手する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録 具体的な方法</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録している。 ・アクセス記録は、データセンター内に5年間保存する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者(市)は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか記録している。 ・アクセス記録は、データセンター内に5年間保存する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者(市)は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p> <p><統合番号連携システムにおける対策> ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。 (※)ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースから データを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、 CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>・国保総合PCと既存の新国民健康保険システムとの間の情報の授受はデータセンター内で行い、使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の担当者だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。 (※)ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースから データを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、 CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p><国保連合会と国民健康保険システムの情報連携における措置> ・国保連合会と国民健康保険システムとの間の情報連携は、LGWANIによる通信を行い、電子記録媒体による取扱いは行わないようにしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

令和6年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(異動検索システム関係ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託情報保護管理体制の確認	横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づき罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。	横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	提供・移転する情報はデータベースから引き出しており、ホストコンピュータ内の磁気ディスク装置を介して行う等閉塞したネットワークの中でやり取りを行う。	提供・移転する情報はデータベースから引き出しており、サーバー内の磁気ディスク装置を介して行う等閉塞したネットワークの中でやり取りを行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムの画面において、番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムの画面において、番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。 ・新国民健康保険システムは、アクセス制限により特定個人情報を操作できる作業者を制限しており、登録された情報を更新する際には、ログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。また、情報を更新した際には、更新前の情報の履歴を残している。	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。 ・国民健康保険システムは、アクセス制限により特定個人情報を操作できる作業者を制限しており、登録された情報を更新する際には、ログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。また、情報を更新した際には、更新前の情報の履歴を残している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p>	<p><横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱いに十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱いに十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手へ提供してしまうリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。</p>	<p><横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策 具体的な対策の内容(1/2)</p>	<p><横浜市における措置> ・サーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 ・業務端末は盗難防止のためにワイヤーロックで固定し、所定の場所から移動できないようにする。</p>	<p><横浜市における措置> ・サーバー機器はガバメントクラウドに設置する。 ・サーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管する。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送する。 ・申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管する。 ・業務端末は盗難防止のためにワイヤーロックで固定し、所定の場所から移動できないようにする。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策 具体的な対策の内容(2/2)</p>	<p>(記述の追加)</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>(記述の追加)</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> 資格情報、保険料賦課情報については変更の都度新たな情報を上書き最新の情報で管理している(変更前の情報についても、履歴情報として記録している)。また、資格情報は住民基本台帳情報と突合し、齟齬がある場合は届出の勧奨を行い、住所に疑義のある世帯に対しては現地調査を行い、不現住であった場合は職権にて資格を喪失させている。 給付記録、所得情報、特別徴収情報は、変更・更新があった場合は速やかにその変更を反映させることとなり、古い情報のまま保管されるリスクはない。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> 資格情報、保険料賦課情報については変更の都度新たな情報を上書き最新の情報で管理している(変更前の情報についても、履歴情報として記録している)。また、資格情報は住民基本台帳情報と突合し、齟齬がある場合は届出の勧奨を行い、住所に疑義のある世帯に対しては現地調査を行い、不現住であった場合は職権にて資格を喪失させている。 給付記録、所得情報、特別徴収情報は、変更・更新があった場合は速やかにその変更を反映させることとなり、古い情報のまま保管されるリスクはない。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を保管及び操作することはできない仕組みとしている。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>
<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順 手順の内容</p>	<p><新国民健康保険システムにおける措置> ・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・保存期間を過ぎた申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・保存期間を過ぎた申請書及び届出書等の紙媒体については、裁断もしくは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> 国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を保管及び操作することはできない仕組みとしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出するため</p>

令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> ・対象者の情報に、業務所管課の事務を担当する職員のみアクセスできるように制御する。	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> ・入手した事務の情報には、業務所管課の事務を担当する職員のみアクセスできるように制御する。	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> 申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> ・申請者がサービス検索・電子申請機能で提出した申請データは、オンライン申請管理システムへ自動的にダウンロードする。また、ダウンロードを、インターネットから切り離されたLGWANを介して、暗号化した通信により行い、漏洩・紛失を防止する。	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> 当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われない。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> ・システムを使用する必要がある職員を特定し、担当事務を限定した権限のユーザIDを個人ごとに発行する。 ・端末利用時は画像認証により認証し、更に、システム利用時はユーザIDとパスワードにより認証を行う。	事前	重要な変更にあたるため

令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所管課は、事務担当者を選定し、システム管理者に端末用ユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づき端末用ユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・事務所管課は、システムを使用する必要がある職員を選定する。 ・システム管理者又はシステム管理者から権限を付与された事務所管課の管理者は、担当事務を限定した権限のシステム用ユーザIDを個人ごとに発行する。 ・事務所管課は、端末及びシステムを使用する権限を有していた職員の異動または退職情報を確認する。 ・異動または退職があった際は、システム管理者が事務所管課からの依頼によりアクセス権を更新するか、又は権限を付与された事務所管課の管理者がアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。 	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課が決定する。 ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者又はシステム管理者から権限を付与された事務所管課の管理者が行う。 ・設定変更の結果は、事務所管課が確認する。 	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	(追加)	<p><統合番号連携システム及びオンライン申請管理システムにおける対策></p>	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している。特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可しているほか、職員のパソコンへの特定個人情報ファイルの書き出しをシステムで制限している。 ・バックアップ処理の実行権限を持つものを限定する。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 	事前	重要な変更にあたるため

令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・委託業務に従事する者については、受託者からの書面による事前の申請を受け、管理者が承認する。 ・従事する者の担当業務を特定する。担当業務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある業務ファイルのみアクセスできる仕組みとする。 ・従事する者ごとにユーザIDとパスワードを発効する。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p>	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> 作業内容について事前に申請を受け、管理者が承認したうえで実施し、その記録を残す。また、業務完了報告書等にて確認を行う。</p>	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先から他者への提供に関するルール の内容及びルール遵守の確認方法	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> 遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</p>	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルール の内容及びルール遵守の確認方法	(追加)	<p><オンライン申請管理システムにおける措置> ・遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。</p>	事前	重要な変更にあたるため

令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> ・システムのサーバー機器類はデータセンターに設置する。 ・データセンターでは、入退館管理、サーバー室への入退室管理、機器を搭載するラックの施錠管理、記憶媒体を含む物品の搬出入管理及び通信機器持ち込み制限を行っている。 ・システムのデータのバックアップは、システム本体の設置場所とは別のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管する。	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> ・システムのサーバー機器類はデータセンターに設置する。 ・データセンターでは、入退館管理、サーバー室への入退室管理、機器を搭載するラックの施錠管理、記憶媒体を含む物品の搬出入管理及び通信機器持ち込み制限を行っている。 ・システムのデータのバックアップは、システム本体の設置場所とは別のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管する。	事前	重要な変更にあたるため
令和7年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	(追加)	<オンライン申請管理システムにおける措置> ・保管期間の過ぎた申請データをシステムにより判別し、バックアップデータも含め、年度毎に一括して消去する。 ・記憶媒体の交換や廃棄の際には、システムの運用保守事業者が、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	重要な変更にあたるため

(別紙)全項目評価書の変更箇所【IVリスク対策(その他)】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	IVリスク対策(その他) 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年11月29日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(記述の追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(記述の追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

(別紙)全項目評価書の変更箇所【V開示請求、問い合わせ】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月15日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和2年7月15日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	横浜市役所 市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和2年7月15日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒231-0017 横浜市中区港町1-1	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10	事後	
令和6年11月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	新国民健康保険システム	国民健康保険システム	事前	

(別紙)全項目評価書の変更箇所【別紙1(提供先)】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月29日	【別紙】 提供先21後期高齢者医療広域連合 ③提供する情報	・保険給付の支給に関する情報 ・被保険者資格に関する情報	・保険給付の支給に関する情報	事後	重要な変更該当する項目ではないため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先21 ②提供先における用途	・高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項(高額療養費)の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第85条第1項(高額介護合算療養費)の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条(資格取得の届出等)第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条(資格喪失の届出)の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	・高齢者の医療の確保に関する法律第84条(高額療養費)第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律第85条(高額介護合算療養費)第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条(資格取得の届出等)第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条(資格喪失の届出)の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先22 ②提供先における用途	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項(支援給付の実施)及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条(支援給付の実施)第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先23 ③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書(一般疾病医療費の支給)に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条(一般疾病医療費の支給)第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先24 ②提供先における用途	・介護保険法第12条(届出等)第3項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第27条(要介護認定)第1項の要介護認定、同法第28条(要介護認定の更新)第2項の要介護更新認定又は同法第29条(要介護状態区分の変更の認定)第1項の要介護状態区分の変更の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第32条(要支援認定)第1項の要支援認定、同法第33条(要支援認定の更新)第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第27条(被保険者証の再交付及び返還)第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第32条(資格喪失の届出)の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	・介護保険法第12条(届出等)第3項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務(第二号被保険者(同法第9条第2号の第二号被保険者をいう。以下この条において同じ。)に係るものに限る。) ・介護保険法第27条(要介護認定)第1項の要介護認定、同法第28条(要介護認定の更新)第2項の要介護更新認定又は同法第29条(要介護状態区分の変更の認定)第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法第32条(要支援認定)第1項の要支援認定、同法第33条(要支援認定の更新)第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2(要支援状態区分の変更の認定)第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・介護保険法施行規則第27条(被保険者証の再交付及び返還)第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務(第二号被保険者に係るものに限る。) ・介護保険法施行規則第32条(資格喪失の届出)の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務(第二号被保険者に係るものに限る。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先25 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項(他の法律による医療に関する給付との調整)の同法第37条第1項又は第37条の2第1項の規定による費用の調整に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条(他の法律による医療に関する給付との調整)第1項の同法第37条(入院患者の医療)第1項又は第37条の2(結核患者の医療)第1項の規定による費用の調整に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和5年11月17日	【別紙】 提供先26 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項(学資の貸与)の学資貸与金の貸与又は同法第17条の2第1項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項(学資貸与金の返還の条件等)の学資貸与金又は同法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第4項(学資貸与金の返還の期限等)の学資貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学生支援機構法第14条(学資の貸与)第1項の学資貸与金の貸与又は同法第17条の2(学資の支給)第1項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法第15条(学資貸与金の返還の条件等)第2項の学資貸与金又は同法第17条の3(学資支給金の返還)の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条(学資貸与金の返還の期限等)第4項の学資貸与金又は独立行政法人日本学生支援機構法第17条の3の規定により返還させる学資支給金の返還の期限及び返還の方法の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先27 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項(申請)の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項(支給認定の変更)の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項(申請内容の変更の届出)の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条(申請)第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条(支給認定の変更)第2項の支給認定の変更に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条(申請内容の変更の届出)第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和5年11月17日	【別紙】 提供先28 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項(申請)の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第2項(支給認定の変更)の支給認定の変更の認定に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律第6条(申請)第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第10条(支給認定の変更)第2項の支給認定の変更の認定に関する事務 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先21 ①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(第80項) ・番号法別表第二主務省令第43条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第115項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第117条 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先22 ①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(第87項) ・番号法別表第二主務省令第44条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第125項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第127条 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(第88項)	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第128条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先24 ①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二(第93項) ・番号法別表第二主務省令第46条第1項、第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第131項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第133条 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先24 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務 	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先25 ①法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(第97項) ・番号法別表第二主務省令第49条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第137項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第139条 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先25 ②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条(他の法律による医療に関する給付との調整)第1項の同法第37条(入院患者の医療)第1項又は第37条の2(結核患者の医療)第1項の規定による費用の調整に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条(他の法律による医療に関する給付との調整)第1項の同法第37条(入院患者の医療)第1項、第37条の2(結核患者の医療)第1項又は第44条の3の2第1項の規定による費用の調整に関する事務 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

令和6年11月29日	【別紙】 提供先26 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第106項) ・番号法別表第二主務省令第53条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第141項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第143条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先27 ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(第109項) ・番号法別表第二主務省令第55条の2	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(第144項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第146条	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため
令和6年11月29日	【別紙】 提供先28 ①法令上の根拠～⑦時期・頻度	都道府県知事	削除(提供先13へ移動)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出するため

(別紙)全項目評価書の変更箇所【VI評価実施手続】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明